

障害者差別解消法の基本方針

22年度中に閣議決定へ

したい」と話した。

改正法は、障害者の移動や意思疎通を無理のない範囲で支援する「合理的配慮」の提供を民間企業にも義務付けた。基本方針は同法の対象とする障害者の範囲、差別とは何か、合理的配慮とは何かなど、法を運用する上で根幹にかかわることを定める。

改正法の施行は公布日から3年以内の政令で定める日（2024年6月4日まで）とされ、現時点では決まっていない。各省庁は基本方針を受け、所管する分野ごとのガイドラインを作る。

（福田敏克）

内閣府は4日、改正障害者差別解消法に基づく基本方針の決定時期について、2022年度中とすることを同年12月までの閣議決定

日の障害者政策委員会（委員長＝石川准・静岡県立大学教授）に示した。当初の予定では22

年12月までの閣議決定を
委員からは議論する
時間を十分とるよう求

を
時期が遅れる見通し
だ。

を
目指していたが、
める意見が上がって
た。石川委員長は「不
十分な基本方針にして
はいけないが、できれ
ば年内閣議決定を目指